

抗議文

2014(平成26年)4月11日

佐世保市長 朝長則男 殿

石木ダム建設絶対反対同盟	連絡人	岩下 和雄
石木ダム対策弁護団	代表弁護士	馬奈木昭雄
石木川の清流を守り川棚川の治水を考える町民の会		
	代表	森田 正昭
石木川まもり隊	代表	松本美智恵
水問題を考える市民の会	代表	篠崎 正人
石木川の清流とホテルを守る市民の会		
	事務局長	田代 圭介

貴市よりの平成26年3月31日付「公開質問状にかかる対応について」に関して、下記のとおり抗議を申し入れます。

記

- 1 私たちが貴市に提出した2014(平成26)年2月21日付「公開質問書」に対する貴市の同年3月7日付け「ご質問への回答」は、私たちの質問に対して正面から答えたものではありませんでした。

そこで私たちは、上記貴市の回答の真意を含め、石木ダム建設に関する貴市の見解、特に「必要性」と「地権者への説明義務」についてどのように考えているのかの説明を求めて、同年3月14日、貴市水道局に伺いました。

その協議の場において、私たちは、貴市が主張する石木ダム建設の

必要性・公益性を理解し、検証するためには、私たちが質問した個々の疑問に対して答えることが不可欠であると、そしてその回答は、具体的資料と数値を示したものであることも不可欠であると、繰り返しお伝えしました。その上で貴市に対して、3月末日までに、私どもの上記公開質問書に対して具体的に数値とその合理的根拠を示して、真摯に回答するように求め、貴市責任者も「検討する」と回答なさいました。

そこで、私たちは、上記協議の場で貴市が発言した内容の確認と、貴市自身が持ち出した「平成6年、7年湧水」再来防止問題に関する新たな質問を加えて、同年3月20日付け「公開質問書(確認と追加)」を改めて貴市に提出しました。

2 しかるに、貴市よりの同年3月31日付「公開質問状にかかる対応について」という書面では、上記二つの公開質問書で私たちが尋ねた個々の質問に一切答えず、ただ「本市の水事情の実態」や「過去の水使用の実績」といった空虚な文言を並べただけのものでした。

そのような、本来答えてしかるべき質問に対してあえて答えないという貴市の態度は、地権者の権利を侵害し、佐世保市民に経済的負担を負わせ、自然環境に大きな影響を与える本件事業を長崎県とともに推進する事業者として、しかも最も利害関係を有する当事者として、決して許されない不誠実な態度であり、強く抗議します。

3 また、かかる貴市の対応は、貴市の主張する石木ダム建設の必要性・公益性について、地権者をはじめ佐世保市民の理解を得る必要はないと述べているに等しいものと、言わざるを得ません。

貴市は、上記3月7日付回答書において、「石木ダムによる新規水源の必要性についてご理解を賜」るべく、今後も「誠心誠意、ご説明

させていただきたいと考えております」と回答しています。しかし、このような貴市の対応は、上記回答書と明らかに矛盾しています。

すでに指摘したように、貴市が行った回答、あるいはこれまで地権者に対して行ってきた「石木ダム建設の必要性」は、一切の資料・数値を示すことなく空虚な一般論を繰り返すのみのものです。

このような貴市の態度は、口先だけで理解を求めると言っているにすぎず、本心では、地権者の理解を求めつもりなどなく、強制的に土地を収用すればよいとの考えが透けて見えるものであると言わざるを得ません。

かかる不誠実な態度についても強く抗議します。

3 さらに、「平成6年、7年湧水」再来防止を石木ダムの必要性の根拠とするのであれば、具体的な数値を用いた検証とその点に関する説明が不可欠です。

この問題は貴市自身が持ち出したもので、実際、上記協議の場において貴市水道局長谷本氏をはじめとして貴市関係者はみな口を揃えて、「『平成6年、7年湧水』の再来を防ぐためには石木ダム建設が必要だ」と繰り返し繰り返し、述べていました。

しかし、貴市が行った事業認定申請において、「平成6年、7年湧水」は石木ダム建設の必要性の根拠とされていません。これは、貴市自身が、「平成6年、7年湧水」は、ダム建設の必要性の根拠足り得ないことを認識していたためです。

そうであるにもかかわらず、貴市が、今、私たちに対して、「平成6年、7年湧水」を持ち出してダム建設の必要性を強調することは、本来ダム建設の必要性の根拠足り得ない「平成6年、7年湧水」という用語を強調することで、市民の湧水に対する不安を煽り、ひいては市民から石木ダム建設の同意を得ようとする思惑があるからと言わざる

を得ません。

仮に、真に、石木ダムが「平成6年、7年渇水」の再来を防ぐために必要だというのなら、もし現在再び「平成6年、7年渇水」が到来した場合に佐世保水道利用者はどのような状態に陥るのかについて、具体的数値に基づく検証（シミュレーション）を行うことが不可欠なはずです。そのような検証の実施及びその点に関する説明なくして、そのことが石木ダム建設必要性の根拠とはなりえないからです。

したがって、貴市が「平成6年、7年渇水」再来防止を石木ダムの必要性の根拠とするのであれば、かかる検討をしているはずで、その具体的資料を公開するように私たちが求めたことに対して、真摯に応じないことについても、強く抗議をいたします。

4 以上のように、貴市が、石木ダム建設の必要性に関する地権者をはじめとする私たちの質問に、正面から答えないこと、貴市自身が持ち出した「平成6年、7年渇水」再来防止のために石木ダム建設が必要なことについても私たちの質問に正面から答えないこと、の二点について、事業を推進するものとして、かつ、最も利害関係を有するものとして、到底許されざる態度であり、強く抗議します。

もっとも、私たちの個々の質問を検討した結果、「平成6年、7年渇水」再来防止も含めて、実は石木ダム建設の必要性・公益性がないということが貴市自身にも明らかになったため、敢えて、回答をしなかったということもあり得ます。

私たちとしましては、むしろ、その可能性の方が高いと考えています。そうであるならば、即刻事業を撤回することを表明すべきです。事業の必要性・公益性がないことを貴市自身が認めているにもかかわらず、今なお、そのことを公に認めて事業を撤回しないことに対して、強く抗議をいたします。

以上のとおり、貴市の平成26年3月31日付回答は、いずれにしましても、事業者として許されない対応ですから、強く抗議するとともに、速やかに事業を撤回することを強く要請します。

以上